

働き方改革に向けた柔軟な勤務制度等の導入について

当社では、事業環境の変化に適合したより効率的で生産性の高い働き方を追求するとともに、過重労働の防止やワーク・ライフ・バランス等を実現していくことを目的に、昨年4月以降、働き方改革（よんでんeワーク）に向けた取り組みを進めております。

このうち、働きやすい勤務制度の導入について検討を進めてきた結果、本年4月より、「時間単位休暇制度」、「スライド勤務制度」および「フレックス勤務制度」を導入することといたしました。

また、長時間労働の抑制や従業員の健康確保の観点から、終業時刻と始業時刻の間に、最低9時間の休息を確保する「勤務間インターバル制度」をあわせて導入いたします。

当社としては、引き続き、働き方改革（よんでんeワーク）に積極的に取り組み、従業員が健康で生き生きと働ける職場づくりを推進することで、労働生産性の向上を目指してまいります。

（参考）柔軟な勤務制度の概要

時間単位休暇制度

有給休暇のうち、年間5日分（40時間）を限度に1時間単位で取得できる制度

スライド勤務制度

1日あたりの所定労働時間（7時間40分）を維持したまま、勤務時間帯を10分単位で前後にずらすことができる制度（始業時刻を7時40分から10時40分の間でスライド）



フレックス勤務制度

1ヵ月の所定労働時間の範囲内において、各自で日々の始業・終業時刻を自主的に設定し勤務することができる制度（適用は部署単位）